

目 次

はじめに	1
第1章 法第21条, 法第27条, 法第61条に基づく準耐火構造による設計の考え方	
1.1 建築物火災の概要	5
1.2 平成26年, 平成30年における建築基準法改正の概要について	8
1.3 耐火建築物と準耐火建築物について	9
1.4 火災時倒壊防止建築物・避難時倒壊防止建築物における区画と令第112条の防火区画	26
1.5 通常火災終了時間・特定避難時間を算定する上での避難計画	33
第2章 火災時・避難時倒壊防止性能検証法の概要	
2.1 規制の対象	39
2.2 ルート A・B・C の相互関係	44
2.3 ルート A による適合方法	46
2.4 ルート B による適合方法	50
2.5 ルート C による適合方法	54
第3章 避難時倒壊防止性能検証法	
3.1 避難時倒壊防止性能検証法の概要	59
3.2 検証の前提条件	71
3.3 火災温度上昇係数の算定	76
3.4 在館者の避難, 公設常備消防の捜索に係る実時間の算定	90
3.5 上階延焼抑制防火設備の必要遮炎時間の算定	105
3.6 実特定避難時間から特定避難時間への換算	114
第4章 火災時倒壊防止性能検証法	
4.1 火災時倒壊防止性能検証法の概要	119
4.2 検証の前提条件	132
4.3 火災温度上昇係数の算定	138
4.4 在館者の避難, 公設常備消防の消火活動に係る時間の算定	152
4.5 上階延焼抑制防火設備の必要遮炎時間の算定	164
4.6 (実) 通常火災終了時間から等価通常火災終了時間への換算	172
第5章 主要構造部等の保有性能と判定	
5.1 検証法における主要構造部, 防火設備の保有性能	179

5.2	被覆型の主要構造部と防火設備	181
5.3	燃えしろ型の主要構造部	184
5.4	主要構造部等の準耐火性能評価方法	197
第6章 外壁開口部に設ける防火設備		
6.1	防火設備の概要	203
6.2	防火設備の構造方法	205
第7章 他の関係規定		
7.1	火災拡大防止	217
7.2	避難施設	219
7.3	排煙設備	223
7.4	非常用の照明装置	226
7.5	非常用の進入口	228
7.6	敷地内通路	229
7.7	非常用エレベーター	230
7.8	内装制限	232
第8章 ケーススタディ		
8.1	法第21条第1項（ルートA）の適用例 防火・準防火地域以外に建てられた4階建て事務所ビル	239
8.2	法第21条第1項（ルートB）の適用例 防火・準防火地域以外に建てられた5階建て事務所ビル	244
8.3	法第27条（ルートB）の適用例 防火・準防火地域以外に建てられた3階建て店舗ビル	269
8.4	法第21条第1項（ルートB）と法第27条（ルートB）の同時適用例 防火・準防火地域以外に建てられた5階建て共同住宅	296
第9章 関連法令及び技術的助言		327

本書では、随所に建築基準法、建築基準法施行令、告示については、建築基準法を「法」、建築基準法施行令を「令」とし、告示については、令和元年国土交通省告示第193号を「令元国交告第193号」と略記します。